



2009年9月1日

各 位

会社名 ラディアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一
(コード番号 4723 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 広報・IR 本部長 立山 秀
(TEL. 03-3405-9262)

定款の一部変更および全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、2009年9月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件 その1（株券発行規定の廃止、予備的公告の媒体の変更）」、「定款一部変更の件 その2（現行定款第6条発行可能株式総数の変更、全部取得条項付種類株式およびB種種類株式に関する条文の追加）」および、「全部取得条項付種類株式の取得の件」について、2009年9月28日開催予定の第15期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

上記のとおり、本株主総会において、全部取得条項の付加等を含む定款一部変更の件を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号および第322条第1項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を併せて開催させていただくことになりました。

なお、2009年6月23日付開示「事業再生ADR手続の正式申請および受理ならびに事業再生計画（案）の概要に関するお知らせ」および「全部取得条項付種類株式を利用した発行済株式の全部の無償取得および消却（いわゆる100%減資）の予定について」において「本件は、関係当事者の合意が得られることを前提としております。」と記載しておりましたが、現在継続しております産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の経過等を踏まえ、その成立前に本件を実施する予定となりました。

なお本日、「第15期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催に関するお知らせ」、「資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ」、「第三者割当により発行されるB種種類株式の募集に関するお知らせ」および「代表取締役および役員の異動に関するお知らせ」を開示しておりますのであわせてご参照ください。

また、本株主総会および本種類株主総会において、全部取得条項付種類株式を利用した発行済株式の無償取得に関する議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、2009年9月28日から2009年10月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2009年10月29日をもって、上場廃止となる見込みです。

株主の皆様、お取引金融機関はじめ関係者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

記

I. 定款一部変更の件 その1 (株券発行規定の廃止、予備的公告の媒体の変更)

1. 提案の理由

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために(1)株券発行規定の廃止や必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。具体的には、

- ① 決済合理化法附則6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除するものであります。
- ② 決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日(平成21年1月5日)の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
また、当社グループ全体で、会社法第939条において定められた法定公告を掲載する「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」を「日刊工業新聞」に順次変更しているため(2)電子公告が災害等やむを得ない事由によって不可能になった場合の予備的公告の媒体の変更を行うものであります。

なお、「定款一部変更 その1」は、本株主総会で承認可決された時点で効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1)株券発行規定の廃止(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削除)
<p><u>第8条(条文省略)</u></p>	<p><u>第7条</u>(現行どおり)</p>
<p><u>第9条(株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p><u>第8条(株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p><u>第10条(条文省略)</u></p>	<p><u>第10条</u> 削除</p>
<p><u>第11条から第13条(条文省略)</u></p>	<p><u>第11条から第13条</u>(現行どおり)</p>

<p>第 14 条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 14 条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって定める。</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
--	--

(2) 予備的公告の媒体の変更（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 条（公告方法）</p> <p>会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う</p>	<p>第 5 条（公告方法）</p> <p>当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、<u>日刊工業新聞</u>に掲載して行う。</p>

II. 定款一部変更の件 その 2（現行定款第 6 条発行可能株式総数の変更、全部取得条項付種類株式および B 種種類株式に関する条文の追加）

1. 提案の理由

(1) 全部取得条項付種類株式を利用した発行済株式の全部の無償取得および消却の実施

(i) 当社は、事業再生 ADR 手続による事業再生をめざし、2009 年 6 月 23 日、事業再生 ADR 手続の取扱事業者である「事業再生実務家協会」に対して、事業再生 ADR 手続についての正式申請を行い、同日受理されました。当社は、2009 年 6 月 30 日時点における自己資本（株主資本と評価・換算差額等の合計）は、約 218 億円（当社連結ベースでは約 219 億円）の債務超過状態にあり、当社のお取引先金融機関等（当社の子会社を除く）に対して総額 215 億円程度の債権放棄や債務の株式化等による金融支援を依頼しております。

(ii) 事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 14 条第 3 号によれば、事業再生 ADR 手続に従い策定される事業再生計画案が債権放棄を伴う場合、当該事業再生計画案において「株主の権利の全部又は一部の消滅」について定める必要があります。

これを受けて当社は、当社作成の事業再生計画（案）において、2009 年 6 月期の定時株主総会において、現に発行している当社の普通株式を全部取得条項付種類株式に変更する定款の一部変更を行うとともに、当該変更後の全部取得条項付種類株式（現在の普通株式）の発行済株式の全部を無償で取得し、消却することが必須と判断いたしました。

(iii) 具体的には以下のとおり進めるものとします。

① 当社定款を変更して、当社の発行する普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項 7

Ⅲ. 全部取得条項付種類株式の取得の件

1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

前述のとおり、当社は事業再生ADR手続において当社のお取引先金融機関等と金融支援等についての合意を得るべく協議中ではありますが、かかる合意を得る為には全部取得条項付種類株式を用いて発行済株式の全部を当社が無償で取得し、これを消却すること（「手続その2」）が必要となります。

2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

当社は、2009年6月30日時点における自己資本（株主資本と評価・換算差額等の合計）は約218億円（当社連結ベースでは約219億円）の債務超過状態にあるため、取得対価は0円（無償）とさせていただきます。

従いまして、取得日（下記(2)において定めます）において取得日の前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された普通株主様より普通株式を無償で取得させていただくこととなります。株主の皆様には多大なご負担とご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

(2) 取得日および消却日

2009年11月10日とします。

(3) その他

全部取得条項付種類株式の取得は、本株主総会において「定款一部変更 その2」が承認可決されること、ならびに本種類株主総会において「全部取得条項の付加等に係る定款一部変更」が承認可決されること、さらには取得日までに法的整理手続（破産、民事再生、会社更生）の申立て（当社又は当社債権者による）が為されないことを条件としてその効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅳ. 定款一部変更等の日程の概要（「招集通知発送」以降の日程は予定）

2009年6月30日	定時株主総会基準日
2009年9月11日	招集通知発送
2009年9月28日	定時株主総会および普通株主様による種類株主総会 「定款一部変更 その1」の効力発生日
2009年9月28日	整理銘柄への指定 「定款一部変更 その2」に関する通知公告 全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日設定に関する通知公告
2009年10月28日	当社普通株式の売買最終日
2009年10月29日	当社普通株式の上場廃止日
2009年11月9日	全部取得条項付種類株式の取得の基準日
2009年11月10日	「定款一部変更 その2」の効力発生日 全部取得条項付種類株式の取得および消却の効力発生日

以上